

# その他災害対策編



その他（原子力対策編 第3章 第5節）

修正後	修正前	修正理由																								
<p style="text-align: center;"><b>第5節 健康被害防止対策</b></p> <p><b>第2 安定ヨウ素剤の配布</b>（市：保健医療部）</p> <p>1 備蓄の目的及び効果</p> <p>原子力災害が発生した場合、放射性物質として、放射性ヨウ素が放出される可能性がある。放射性ヨウ素は内部被ばくにより人体に悪影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>この内部被ばくに関しては、安定ヨウ素剤を予防的に服用することにより、甲状腺への放射線被ばくを阻止・低減させる効果があるとされているため、安曇野薬剤師会の協力のもと、あらかじめ安定ヨウ素剤を備蓄している。</p> <p>なお、安定ヨウ素剤の服用は、甲状腺以外の臓器への内部被ばくや、放射性ヨウ素以外の放射性物質による内部、外部被ばくには防護する効果がないことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">保管場所</p> <table border="1" data-bbox="296 814 1270 968"> <thead> <tr> <th>名</th> <th>称</th> <th>住</th> <th>所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安曇野薬剤師会</td> <td>あづみ野薬局</td> <td>安曇野市豊科 4270 - 3</td> <td>Jビル 1F</td> </tr> <tr> <td>安曇野薬剤師会</td> <td>事務所</td> <td>安曇野市豊科 4270 - 3</td> <td>Jビル 2F</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 保管数量</p> <p>次のとおり <b>33</b> 千人分（40 歳未満・40 歳以上の妊婦）の備蓄を行う。なお、使用期限（分包 1 年、丸薬 3 年（製造から））以内に更新する。</p> <p>(1) ヨウ化カリウム 丸薬 （7 歳以上 40 歳未満の者）</p> <p>(2) ヨウ化カリウム 分包 （乳剤と混合）（7 歳未満の者）</p>	名	称	住	所	安曇野薬剤師会	あづみ野薬局	安曇野市豊科 4270 - 3	Jビル 1F	安曇野薬剤師会	事務所	安曇野市豊科 4270 - 3	Jビル 2F	<p style="text-align: center;"><b>第5節 健康被害防止対策</b></p> <p><b>第2 安定ヨウ素剤の配布</b>（市：保健医療部）</p> <p>1 備蓄の目的及び効果</p> <p>原子力災害が発生した場合、放射性物質として、放射性ヨウ素が放出される可能性がある。放射性ヨウ素は内部被ばくにより人体に悪影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>この内部被ばくに関しては、安定ヨウ素剤を予防的に服用することにより、甲状腺への放射線被ばくを阻止・低減させる効果があるとされているため、安曇野<b>市</b>薬剤師会の協力のもと、あらかじめ安定ヨウ素剤を備蓄している。</p> <p>なお、安定ヨウ素剤の服用は、甲状腺以外の臓器への内部被ばくや、放射性ヨウ素以外の放射性物質による内部、外部被ばくには防護する効果がないことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">保管場所</p> <table border="1" data-bbox="1528 814 2502 968"> <thead> <tr> <th>名</th> <th>称</th> <th>住</th> <th>所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安曇野薬剤師会</td> <td>あづみ野薬局</td> <td>安曇野市豊科 4270 - 3</td> <td>Jビル 1F</td> </tr> <tr> <td>安曇野薬剤師会</td> <td>事務所</td> <td>安曇野市豊科 4270 - 3</td> <td>Jビル 2F</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 保管数量</p> <p>次のとおり <b>41</b> 千人分（40 歳未満・40 歳以上の妊婦）の備蓄を行う。なお、使用期限（分包 1 年、丸薬 3 年（製造から））以内に更新する。</p> <p>(1) ヨウ化カリウム 丸薬 （7 歳以上 40 歳未満の者）</p> <p>(2) ヨウ化カリウム 分包 （乳剤と混合）（7 歳未満の者）</p>	名	称	住	所	安曇野薬剤師会	あづみ野薬局	安曇野市豊科 4270 - 3	Jビル 1F	安曇野薬剤師会	事務所	安曇野市豊科 4270 - 3	Jビル 2F	<p>組織名訂正 （意見元：市職員）</p> <p>数値訂正 （意見元：市職員）</p>
名	称	住	所																							
安曇野薬剤師会	あづみ野薬局	安曇野市豊科 4270 - 3	Jビル 1F																							
安曇野薬剤師会	事務所	安曇野市豊科 4270 - 3	Jビル 2F																							
名	称	住	所																							
安曇野薬剤師会	あづみ野薬局	安曇野市豊科 4270 - 3	Jビル 1F																							
安曇野薬剤師会	事務所	安曇野市豊科 4270 - 3	Jビル 2F																							

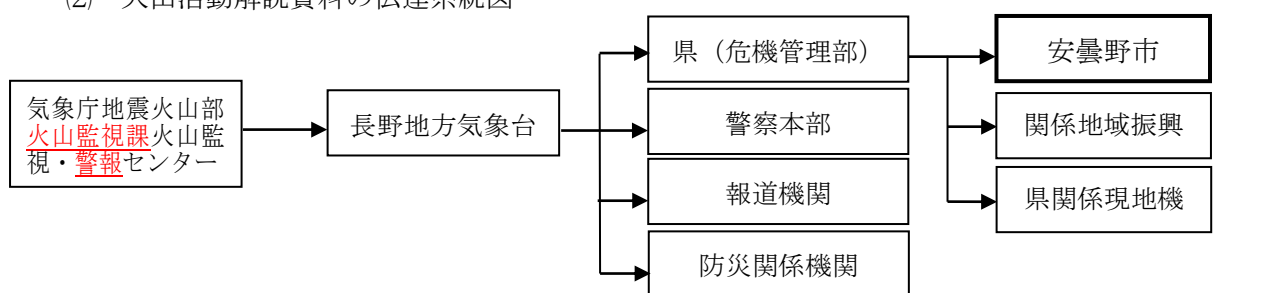
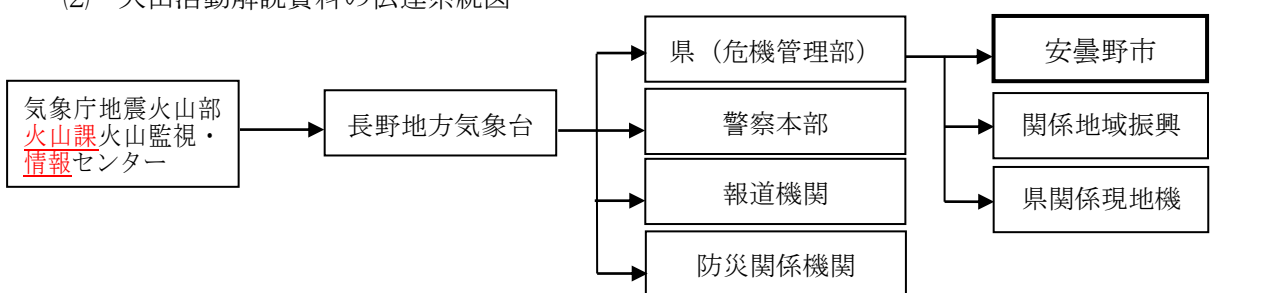
その他（火山災害対策編） 第1章 第1節

修正後	修正前	修正理由																								
<p style="text-align: center;"><b>第1節 火山災害に強いまちづくり</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <table border="1" data-bbox="219 1692 1270 1919"> <thead> <tr> <th>火</th> <th>英語表記</th> <th>最新の噴火年 (有史後)</th> <th>常時観測 対象火山</th> <th>周辺の 都道府県</th> <th>標高 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>草津白根山 (本白根山)</td> <td>Kusatsu-shiranesan</td> <td>2018年</td> <td>○</td> <td>群馬県・長野県</td> <td>2171</td> </tr> </tbody> </table>	火	英語表記	最新の噴火年 (有史後)	常時観測 対象火山	周辺の 都道府県	標高 (m)	草津白根山 (本白根山)	Kusatsu-shiranesan	2018年	○	群馬県・長野県	2171	<p style="text-align: center;"><b>第1節 火山災害に強いまちづくり</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <table border="1" data-bbox="1448 1692 2502 1919"> <thead> <tr> <th>火</th> <th>英語表記</th> <th>最新の噴火年 (有史後)</th> <th>常時観測 対象火山</th> <th>周辺の 都道府県</th> <th>標高 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>草津白根山 (本白根山)</td> <td>Kusatsu-shiranesan</td> <td>2018年</td> <td>○</td> <td>群馬県・長野県</td> <td>2171</td> </tr> </tbody> </table>	火	英語表記	最新の噴火年 (有史後)	常時観測 対象火山	周辺の 都道府県	標高 (m)	草津白根山 (本白根山)	Kusatsu-shiranesan	2018年	○	群馬県・長野県	2171	
火	英語表記	最新の噴火年 (有史後)	常時観測 対象火山	周辺の 都道府県	標高 (m)																					
草津白根山 (本白根山)	Kusatsu-shiranesan	2018年	○	群馬県・長野県	2171																					
火	英語表記	最新の噴火年 (有史後)	常時観測 対象火山	周辺の 都道府県	標高 (m)																					
草津白根山 (本白根山)	Kusatsu-shiranesan	2018年	○	群馬県・長野県	2171																					

浅間山	Asamayama	2019年	○	群馬県・長野県	2568	浅間山	Asamayama	2019年	○	群馬県・長野県	2568	常時観測火山追加 (意見元:長野地方気象台)
横岳	Yokodake	約600年前		長野県	2472	横岳	Yokodake	約600年前		長野県	2472	
新潟焼山	Niigata-yakeyama	2016年	○	新潟県・長野県	2400	新潟焼山	Niigata-yakeyama	2016年	○	新潟県・長野県	2400	
妙高山	Myoukosan	—		新潟県・長野県	2454	妙高山	Myoukosan	—		新潟県・長野県	2454	
弥陀ヶ原	Midagahara	1836年	○	富山県・長野県	2621	弥陀ヶ原	Midagahara	1836年		富山県・長野県	2621	
焼岳	Yakedake	1963年	○	長野県・岐阜県	2455	焼岳	Yakedake	1963年	○	長野県・岐阜県	2455	
アカランダナ山	Akandanayama	—		長野県・岐阜県	2109	アカランダナ山	Akandanayama	—		長野県・岐阜県	2109	
乗鞍岳	Norikuradake	約500年前	○	長野県・岐阜県	3026	乗鞍岳	Norikuradake	約500年前	○	長野県・岐阜県	3026	
御嶽山	Ontakesan	2014年	○	長野県・岐阜県	3067	御嶽山	Ontakesan	2014年	○	長野県・岐阜県	3067	

その他(火山災害対策編) 第2章 第1節

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第1節 災害直前活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 噴火警報・予報等の住民に対する伝達対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【長野地方気象台が実施する対策】</p> <p>(ア) 気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが発表する次に示す噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報(臨時)、降灰予報、火山ガス予報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料を、各関係機関に通報及び確実に伝達すると共に、<u>県、関係市町村等へ必要は開設を行う</u>ものとする。</p> <p>(ウ) 噴火警報・予報</p> <p>・噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)</p> <p>気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表する。</p> <p>(ケ) 火山現象に関する情報等</p> <p>噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報、噴火速報、降灰情報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが発表する。</p> <p>a 火山活動解説資料</p> <p><u>写真</u>や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上、警戒・注意すべき事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。</p> <p>別紙1</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 災害直前活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 噴火警報・予報等の住民に対する伝達対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【長野地方気象台が実施する対策】</p> <p>(ア) 気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが発表する次に示す噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報(臨時)、降灰予報、火山ガス予報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料を、各関係機関に通報及び確実に伝達するものとする。</p> <p>(ウ) 噴火警報・予報</p> <p>・噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)</p> <p>気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表する。</p> <p>(ケ) 火山現象に関する情報等</p> <p>噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報、噴火速報、降灰情報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが発表する。</p> <p>a 火山活動解説資料</p> <p><u>地図</u>や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上、警戒・注意すべき事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。</p> <p>別紙1</p>	<p>文言訂正 (意見元:長野地方気象台)</p> <p>組織名訂正 (意見元:長野地方気象台)</p> <p>文言訂正 (意見元:長野地方気象台)</p>

<p style="text-align: center;"><b>噴火警報・予報等の通報で伝達系統</b></p> <p>(2) 火山活動解説資料の伝達系統図</p>  <p>(注1) 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供システムを利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう。</p> <p>(注2) 「関係機関」とは、各市町村地域防災計画に定める、市町村の機関（現地機関、消防団、小中学校など）及び防災上関連のある機関をいう。</p>	<p style="text-align: center;"><b>噴火警報・予報等の通報で伝達系統</b></p> <p>(2) 火山活動解説資料の伝達系統図</p>  <p>(注1) 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供システムを利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう。</p> <p>(注2) 「関係機関」とは、各市町村地域防災計画に定める、市町村の機関（現地化機関、消防団、小中学校など）及び防災上関連のある機関をいう。</p>	<p>組織名訂正 文言訂正 (意見元：長野地方気象台)</p>

その他（雪害対策編 第1章 第1節）

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第1節 雪害に強いまちづくり</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 雪害に強い郷土づくり</p> <p>(2) 実施計画【市、県及び関係機関が実施する計画】(市、県：全部局)</p> <p>イ 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。<u>また、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>ウ 雪害に強い郷土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。</p> <p>エ 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。</p> <p>オ 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。</p> <p>カ 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。</p> <p><u>キ 道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 雪害に強いまちづくり</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 雪害に強い郷土づくり</p> <p>(2) 実施計画【市、県及び関係機関が実施する計画】(市、県：全部局)</p> <p>イ 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。</p> <p>ウ 雪害に強い郷土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。</p> <p>エ 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。</p> <p>オ 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。</p> <p>カ 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>文言の追加 (意見元：松本地方振興局)</p>

施する。

その他（雪害対策編 第2章 第1節）

修正後				修正前				修正理由
<b>第1節 災害直前活動</b>				<b>第1節 災害直前活動</b>				数値訂正 (意見元：長野地方 気象台)
<b>第3 活動の内容</b>				<b>第3 活動の内容</b>				
1 気象警報・注意報等の伝達活動				1 気象警報・注意報等の伝達活動				
長野地方気象台が発表する雪に関する警報・注意報				長野地方気象台が発表する雪に関する警報・注意報				
<b>警報</b>				<b>警報</b>				
種類	発表基準			種類	発表基準			
暴風雪	平均風速 17m/s 以上 雪を伴う			暴風雪	平均風速 17m/s 以上 雪を伴う			
大雪	一次細分	二次細分	12時間降雪の深さ	大雪	一次細分	二次細分	12時間降雪の深さ	
	北部	中野飯山地域	40cm 以上		北部	中野飯山地域	40cm 以上	
		長野地域	25cm 以上〔山沿い <b>30cm</b> 以上〕			長野地域	25cm 以上〔山沿い <b>60cm</b> 以上〕	
		大北地域	25cm 以上〔山沿い <b>30cm</b> 以上〕			大北地域	25cm 以上〔山沿い <b>60cm</b> 以上〕	
	中部	上田地域	25cm 以上〔菅平 <b>25cm</b> 以上〕		中部	上田地域	25cm 以上〔菅平 <b>50cm</b> 以上〕	
		佐久地域	20cm 以上			佐久地域	20cm 以上	
		松本地域	20cm 以上〔聖高原 25cm 以上〕			松本地域	20cm 以上〔聖高原 25cm 以上〕	
		乗鞍上高地地域	30cm 以上			乗鞍上高地地域	30cm 以上	
		諏訪地域	20cm 以上			諏訪地域	20cm 以上	
	南部	上伊那地域	20cm 以上		南部	上伊那地域	20cm 以上	
		木曾地域	20cm 以上			木曾地域	20cm 以上	
		下伊那地域	20cm 以上			下伊那地域	20cm 以上	
	<b>注意報</b>				<b>注意報</b>			
種類	発表基準			種類	発表基準			
風雪	平均風速 13m/s 以上 雪を伴う			風雪	平均風速 13m/s 以上 雪を伴う			
大雪	一次細分	二次細分	12時間降雪の深さ	大雪	一次細分	二次細分	12時間降雪の深さ	
	北部	中野飯山地域	25cm 以上		北部	中野飯山地域	25cm 以上	
		長野地域	15cm 以上〔山沿い 20cm 以上〕			長野地域	15cm 以上〔山沿い 20cm 以上〕	
		大北地域	15cm 以上〔山沿い 20cm 以上〕			大北地域	15cm 以上〔山沿い 20cm 以上〕	
	中部	上田地域	10cm 以上〔菅平 15cm 以上〕		中部	上田地域	10cm 以上〔菅平 15cm 以上〕	
		佐久地域	10cm 以上			佐久地域	10cm 以上	
		松本地域	10cm 以上〔聖高原 15cm 以上〕			松本地域	10cm 以上〔聖高原 15cm 以上〕	
		乗鞍上高地地域	20cm 以上			乗鞍上高地地域	20cm 以上	
		諏訪地域	10cm 以上			諏訪地域	10cm 以上	



		南部	上伊那地域	10cm 以上			南部	上伊那地域	10cm 以上		
			木曾地域	10cm 以上				木曾地域	10cm 以上		
			下伊那地域	10cm 以上				下伊那地域	10cm 以上		
	雪崩	1 表層雪崩：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さが 20cm 以上で風速が 10m/s 以上。又は積雪が 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上。 2 全層雪崩：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃以上、又は日降水量が 15mm 以上。									
	着氷	著しい着氷が予想されるとき。									
	着雪	著しい着雪が予想されるとき。									
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上。 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で、日降水量が 20mm 以上。									
											項目訂正 (意見元：長野地方 気象台)

その他（航空災害対策編 第 1 章第 1 節）

修正後	修正前	修正理由
<p>第 1 節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p><b>第 3 計画の内容</b></p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(イ) 航空機の安全運航に係る松本空港の気象状況についての的確な実況監視を行い関係機関へ伝達する体制を整備する。</p>	<p>第 1 節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p><b>第 3 計画の内容</b></p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(イ) 航空機の安全運航に係る松本空港の気象状況についての的確な実況監視を行い関係機関へ伝達する体制を整備する。<u>(東京航空地方気象台松本航空気象観測所)</u></p>	<p>文言削除 (意見元：長野地方 気象台)</p>

その他（航空災害対策編 第 2 章第 1 節）

修正後	修正前	修正理由
<p>第 1 節 情報の収集・連絡・通信の確保</p> <p><b>第 3 活動の内容</b></p> <p>1 関係市町村等への連絡等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【関係機関が実施する対策】</p> <p>(イ) 県内に発表された気象警報・注意報等を関係機関へ伝達するとともに、松本空港及び航空路における予報の解説を行う。また、松本空港及びその周辺における災害発生情報を得た時は、松本空港における気象状況の臨時観測を行い、関係機関に伝達を行う。</p>	<p>第 1 節 情報の収集・連絡・通信の確保</p> <p><b>第 3 活動の内容</b></p> <p>1 関係市町村等への連絡等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【関係機関が実施する対策】</p> <p>(イ) 県内に発表された気象警報・注意報等を関係機関へ伝達するとともに、松本空港及び航空路における予報の解説を行う。また、松本空港及びその周辺における災害発生情報を得た時は、松本空港における気象状況の臨時観測を行い、関係機関に伝達を行う。<u>(東京航空地方気象台松本空港気象観測所)</u></p>	<p>文言削除 (意見元：長野地方 気象台)</p>